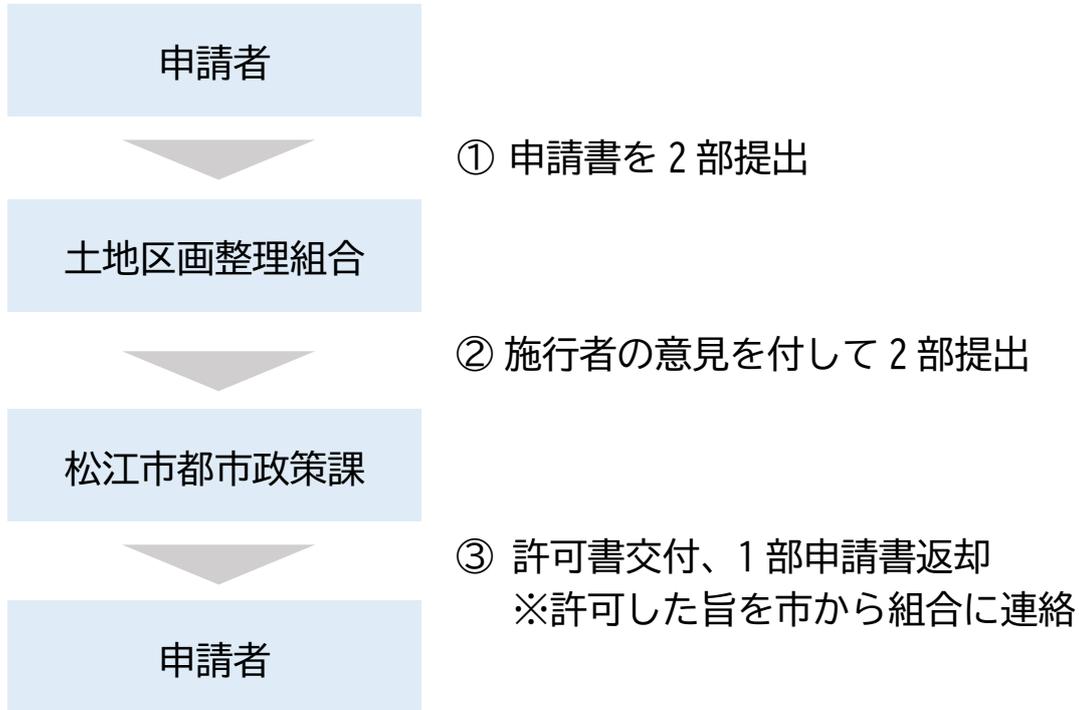


土地区画整理法第76条許可申請手続きについて

【手続きフロー】



【審査手順】

- ① 申請者から土地区画整理組合へ「許可申請書」を2部提出（様式-1）
申請人：地権者
建築行為等の場所：仮換地番号（仮換地前の場合は、従前地番を記入）
施行者の意見：土地区画整理組合の意見が必要

添付書類（2部ずつ提出）

- ・敷地位置図（申請地の土地の表示（○街区○）及び底地の地番を記入すること）
- ・委任状（76条申請における一切の権限委任）
- ・平面図、配置図、立面図、構造図（外構含む）、敷地面積図、現況写真
※敷地面積、建築面積を図上に明記
- ・土地の形質の変更の場合は、上記のほか現況と計画の図面
- ・その他

- ② 土地区画整理組合から松江市都市政策課へ提出
- ③ 決裁後、許可書を松江市から申請者（代理人）に渡す。